

令和6年5月31日
物流・自動車局保障制度参事官室

居宅介護事業所・重度訪問介護事業所の人材確保を支援 ～「介護者なき後」の不安解消を目指し、補助事業の公募開始～

国土交通省は、令和6年6月3日(月)より、自動車事故被害者の方が介護者なき後も安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、訪問系介護サービスを行う事業所の新設や開設後に必要となる介護人材確保に係る経費の支援を行う補助事業の公募を開始します。

1. 本補助事業の概要

① 補助対象事業者の要件

居宅介護事業者又は重度訪問介護事業者であって、令和6年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った重度後遺障害者が利用している、又は利用する具体的な見込みがあること 等

② 補助上限額及び対象経費

開設年度 上限300万円

人材雇用費、求人情報発信費、研修等経費

開設次年度以降：上限200万円

賃金改善費、求人情報発信費、研修等経費

③ 補助対象期間

令和6年4月1日(月) ～ 令和7年3月31日(月)

この他別紙1をご参照ください

2. 公募期間

令和6年6月3日(月) ～ 令和6年8月2日(金)

3. 応募方法

以下専用サイトからご応募ください。

<https://jidousyajiko-sien.jp>

(6月3日(月)14時公開予定)

4. 令和5年度の事業実績

別紙2のとおり

■問い合わせ先

○制度について

物流・自動車局保障制度参事官室

担当 高島、福田

電話：03-5253-8111(内線41418)、03-5253-8580(直通)

○応募方法等について

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局(在宅療養環境整備事業)

メールアドレス koutsujiko-sien!koutsujiko-mlit.jp (!を@に置き換えて下さい)

電話：080-7052-5403